

◎新潟県告示第325号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和8年4月21日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15018	登録年月日	平成21年9月9日				
登録検査機関の名称	株式会社 諸長						
代表者氏名	代表取締役 諸橋 勤						
主たる事務所 の所在地	新潟県魚沼市十日町352番地15						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査 を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受 委 託 の 区 分	登 録 検 査 機 関 の 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
新潟県	倉科 和典	玄米	K152023009				
	田口 裕一	玄米	K152023010				
備 考	略称『諸長』令和8年4月3日 農産物検査員2名の登録抹消。検査員合計6名。						